

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

財政局		(平成 15 年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>2. 普通財産の貸付および管理状況</p> <p>(1) 自衛隊苦竹駐屯地</p> <p>①普通財産（土地）の概要 場所 宮城野区南目館 317-2 外 68 筆 面積 3,515.82 m²</p> <p>②問題点 当該土地は、もともと市道だったものだが、戦後の混乱に紛れて、現在は自衛隊苦竹駐屯地の敷地となっている。昭和 57 年に国に買取請求するものの、駐屯地敷地とこれに隣接する市道館西町 7 号線の境界について争いがあり、この点について平成 6 年から 7 年にかけて協議したが解決に至っていない。そのため買取交渉には入れない状況となっている。</p> <p>現在買取交渉は中断されているため、市道を所管する関係部局と連携して国との協議を早急に再開し、境界問題の解決および国に対する売却に努める必要がある。</p>	<p>市と国との間で協議を再開し、駐屯地の敷地となっている当該市有地と駐屯地西側に隣接する市道館西町 7 号線内等の国有地との等価交換を基本に協議を進めてきた。交換の対象となる国有地の範囲についての認識の相違などにより協議は長期化したが、令和 3 年 2 月 24 日に両土地の等価交換契約を締結した。</p> <p>これにより、現在、駐屯地内の市有地は国有地となっている。</p>	